



新婚さんの 新生活のスタートを応援します！

対象となる人

次の①～⑤を満たす世帯が対象です

- ① 令和7年1月1日～令和8年3月19日までに婚姻届を提出し受理されていること
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下であること
- ③ 夫婦双方の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、2年以上継続して平川市に居住する意思があること
- ④ 資格認定申請日時点において、前年の世帯合計の所得が500万円未満であること
※ 奨学金の返済がある場合は、年間返済額を控除します
- ⑤ 過去にこの制度に基づく補助を受けた者がいないこと

補助上限額

- 婚姻日時点で夫婦ともに満29歳以下の場合、**最大60万円**
それ以外の場合、**最大30万円**

- 継続補助世帯の場合、前年度の補助上限額と受給した額の差額

※継続補助世帯とは、前年度受給した補助金額が補助上限額に達しなかった世帯又は補助金の資格認定決定のみ受けた世帯

対象となる経費

令和7年4月1日～令和8年3月19日の間に支払った下記の経費

【住居費】 住居の取得費、賃料（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）

【引越費用】 引越業者や運送業者への支払い ※個人への支払いは対象外となります

【リフォーム費】 婚姻を機に住宅をリフォームするもののうち、
住宅の機能維持・向上を図るために行う修繕・増改築・設備更新等の工事費用

申請期間

令和7年4月1日（月）から令和8年3月19日（木）まで

【お問合せ】

平川市 政策推進課 政策推進係

TEL：0172-55-5737 MAIL：seisaku@city.hirakawa.lg.jp

H P： https://www.city.hirakawa.lg.jp/kurashi/ijuu_teijuu/kekkon/2021-0402-1558-25.html

〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6



【手続きの流れ】

資格認定申請

補助対象の要件に該当する者として認定を受けるための申請をします。

交付申請

資格認定後、対象経費の支払いが分かる領収書等を添えて、交付申請します。

交付請求

交付決定後、市役所へ請求書を提出します。

補助金の受給

指定の口座へ補助金が振り込まれます。

※資格認定申請・交付申請の受付期間は令和8年3月19日（木）までです。
※補助上限額に達しない場合であっても、年度内に支払ったものがあれば、交付申請が必要です。年度内の支払いがない場合は、ご相談ください。

【提出書類】

1 資格認定申請時の必要書類 【標準処理期間：2週間】

- ☐ 平川市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第1号）
- ☐ 婚姻を証する書類（戸籍謄本または婚姻受理証明書）
- ☐ 新婚世帯の直近年度の所得証明書
- ☐ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）

2 交付申請時の必要書類 【標準処理期間：2週間】

- ☐ 平川市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第3号）
- ☐ 誓約書（様式第4号）
- ☐ 新婚世帯の直近年度の納税証明書または非課税証明書等
※ 市の公簿により確認可能な場合は不要
- ☐ 入居対象となる住居の工事請負契約書の写し及び内訳明細
（住居を新築又はリフォームした場合）
- ☐ 入居対象となる住居の売買契約書の写し及び内訳明細（住居を購入した場合）
- ☐ 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
- ☐ 住宅手当支給証明書（様式第5号）（住居を賃借している場合）
- ☐ 住居費、リフォーム費又は引越費用を支払ったことを証する書類の写し

3 請求時の必要書類 【標準処理期間：2週間】

- ☐ 平川市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第8号）
- ☐ 口座番号が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- ☐ 結婚新生活支援事業に関するアンケート

よくある質問（対象者要件・対象経費の詳細、申請の注意点など）を市ホームページにまとめておりますので、表面のQRコードよりご確認ください。